

令和5年度袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援  
給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として実施する、袖ヶ浦市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 価格高騰緊急支援給付金は、原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象世帯)

第3条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）が世帯主である世帯であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を全額免除された者である世帯とする。ただし、前条に規定する交付金を財源とした給付金を他の市町村から受給した世帯を除く。

(支給額)

第4条 支給対象世帯に対して支給する価格高騰緊急支援給付金の支給額

は、1世帯当たり3万円とする。

(受給権者)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者その他の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請及び支給の方式)

第6条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の提出により市長に申請を行うものとする。

(1) 非課税世帯 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）

(2) 前条第2項の取扱いを受ける世帯 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合又は金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号若しくは第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書又は申請書を郵送により本市に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書又は申請書を本市の窓口に提出し、市長が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書又は申請書を郵送により、又は本市の窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第7条 代理により、前条第1項の申請を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、原則として次に掲げる者とする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が適当と認める者

2 代理人は、確認書の提出をするときは確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは申請書及び委任状を提出するものとする。この場合において、当該代理人は、本人であることを証明するため、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示しなければならない。

(提出期間)

第8条 確認書及び申請書の提出期間は、令和5年7月10日から令和5年10月31日までとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の申請を受理した場合は、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、支給を決定したときは、当該申請者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長は、受給権者が第8条の提出期間に確認書又は申請書の提出を行わなかった場合は、当該受給権者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰緊急支援給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、価格高騰緊急支援給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

## 別記（第5条関係）

### 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次のいずれかの事例に該当する者であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の価格高騰緊急支援給付金については、本市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者が、基準日において本市に住民票を移していない事例

イ 親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている事例

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による保護命令（同項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載されたものを含む。）（以下「証明書」という。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対

応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）並びに行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）が発行した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金用DV等被害申出受理確認書は、証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること（申出者が児童とともに婦人保護施設等に入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合等、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号のいずれかに該当する児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）（児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学しているものを含む。）をいう。以下同じ。）及び第6号に規定する母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市に第6条第1項の申請を行うものとし、市は、受給権者として取り扱うものとする。

(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定

する保護者をいう。次号において同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による入所措置により同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定による入所措置により同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による入所措置により障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日

までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法第6条の3第1項及び社会的養護自立支援事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙1）の規定に基づき、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者及び高齢者の取扱い

次の各号のいずれかに該当する者であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市に第6条第1項の申請を行うものとし、市は受給権者として取り扱うものとする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者及び措置入所等高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者及び措置入所等高齢者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。



(1) 措置入所等障害者 身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置施設入所者及び措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人並びに代理権付与の審判がされた保佐人及び補助人が選任されている者等を含む。）を含む。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 措置入所等高齢者 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

#### 4 ホームレス等の取扱い

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定するホームレスであって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたときは、本市に第6条第1項の申請を行うものとし、市は、受給権者として取り扱うものとする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が認めるときは、本市に第6条第1項の申請を行うものとし、市は、受給権者として取り扱うものとする。

様式第1号(第6条関係)

世帯主氏名  
現住所

発行日 年 月 日

袖ヶ浦市長

令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和5年10月31日までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を返送(投函)してから、4週間ほど
支給口座	
支給額	30,000円

■世帯主の方が記入して下さい。

**確認欄** (以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

- ① 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ② 既に他の市区町村において、本給付金の支給を受けた世帯ではありません。

※①②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

(両方にチェック(☑)がない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※確認内容に誤りがあるなど要件をみしていない場合は、給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	-------	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で、上記口座とは異なる口座へ受取を希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

上記口座に代えて(又は上記の口座欄が空欄の場合)、

- ① 世帯主(申請者)名義の公金受取口座を希望します。(通帳等の写しは不要)  
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座を希望します。(通帳等の写しは不要)  
 住民税等の引落口座     児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれかをチェック)  
※ この口座への受取を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③ 下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※③を選択した場合、下欄に記載の上、受取先金融機関口座の確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい	
	1         0 ※			

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入して下さい。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 緊急支援給付金の（ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ）を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名
			日中に連絡可能な電話番号	( )

### 振込先金融機関の口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

確認欄（表面）上部の黒枠内に記載された口座以外で、③に記入した受取口座を希望される場合は、その口座の確認書類を提出（同封）して下さい。

※ 確認欄（表面）上部の黒枠内に記載された口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

### 本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

確認欄（表面）上部の黒枠内に記載された口座以外の口座へ受取を希望される場合  
又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出（同封）して下さい

令和5年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)  
申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年6月1日時点の市区町村)

袖ヶ浦市長 様



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

氏名	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	令和5年度 住民税均等割課税状況	
				異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	□非課税 □課税 □未申告
1	本人		□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
2		年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
3		年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
4		年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告
5		年 月 日	□現住所と同一 □異なる		□非課税 □課税 □未申告

3. 受取口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、受取先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1			

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金の支給対象世帯は、世帯全員の方が令和5年度住民税が課されていない必要があります。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年10月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

**提出書類**

- 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名